

富士川クラフトパークドッグラン施設利用規約

富士川クラフトパーク内ドッグラン施設(以下、「ドッグラン」)について、ドッグランを利用する者(以下、「利用者」)は、利用規約に同意の上ご利用下さい

1. 利用資格

利用者には、富士川クラフトパークが当該利用者のドッグラン利用申込書を受理した時点で、ドッグランを利用する資格(以下、「利用資格」)が与えられます。

2. 利用の登録

①ドッグランは利用登録制です。

②初めてドッグランを利用する場合には事前に富士川クラフトパーク管理事務所で利用登録を行い「ドッグラン利用登録証」の発行を受けて下さい。

◎「ドッグラン利用登録証」の発行に必要な物。

a. 利用者の身分証明書

b. 犬鑑札(プレート)

c. 当該年度の狂犬病予防注射済票(プレート)

③利用資格の有効期限については、登録翌年度の6月30日までとします。

④登録翌年度の7月1日以降も利用する場合は利用登録の更新を行ってください。

◎更新時に必要な物

a. 当該年度の狂犬病予防注射済票(プレート)

b. 更新前の登録証

⑤登録の受付の休業日は毎週水曜日(水曜日が祝祭日の場合はその翌日)と年末年始12月28日から1月3日とします。

⑥登録の受付時間は午前10時から午後4時までとします。

⑦ドッグランの利用登録及び利用は無料とします。

3. 利用方法

①利用の際は必ず「ドッグラン利用登録証」が見えるように付属の名札入れに入れて利用者の首にかけて下さい。

②「ドッグラン利用登録証」を忘れた場合は管理事務所にお申し出下さい。

4. 利用日及び時間

①ドッグラン休業日は、毎年12月28日から1月3日とします。

②利用時間は午前10時から午後4時までとします。ただし、悪天候等により利用できない場合があります。

5. 利用上の注意

①噛みつき等の事故には十分注意し、トラブルについては関係者同士で話し合いの上解決して下さい。ドッグランの利用時に起きたトラブル、事故等に関して、管理者は責任を負いません。

②ドッグラン内での飲食、喫煙、犬への餌やりは禁止します。

③ゴミや犬の排泄物については必ず持ち帰って下さい。

④愛犬の掘った穴はケガや事故の防止の為、必ず埋めて下さい。

- ⑤ 出入り口は2重扉になっています。入退場の時には脱走しないように気をつけ、扉は必ず締めて下さい。
- ⑥ 中学生以下が利用する場合には保護者が同伴して下さい。
- ⑦ 一人の利用登録者が同時に放す犬は一頭として下さい。
- ⑧ ドッグランの利用に慣れていない犬や飼い主の命令に従わないような犬はリードをつけてご利用下さい。
- ⑨ 犬をドッグランの雰囲気になじませてからリードを外して下さい。
- ⑩ ドッグランへは犬と一緒に入り、他の利用者や犬の迷惑にならないよう犬から目を放さないで下さい。(ご家庭での環境とは違うため、愛犬が思わぬ行動をとる場合があります。)
- ⑪ 競技を目的とした練習はしないで下さい。
- ⑫ 中・大型犬エリアと小型犬エリアに分かれています。犬の身体の大きさと異なる基準のエリアへ犬を入れないで下さい。
- ⑬ 下記に該当する犬はドッグランを利用できません。
 - a. 1年以内に狂犬病予防接種を受けていない犬。
 - b. 周りの人や犬に攻撃性のある犬。
 - c. 発情中(出血中と出血終了後2週間以内)の犬。
 - d. 噛みつきなどトラブルを起こした犬。
 - e. 病気の犬。
 - f. 犬以外のペット。

6. ドッグラン以外での注意

- ① 公園内では他の人の迷惑にならないようリードを着けて利用しリードは1. 5m以上長くはしないで下さい。
- ② ドッグラン設置により、建物内とドッグラン以外の園内すべての芝生内への犬の立ち入りは禁止します。

7. その他

- ① 管理上支障がある場合及び係員の指示に従わない場合は、ご利用をお断りする場合があります。
- ② 犬鑑札及び当該年度の狂犬病予防注射済票を犬に着ける事は「狂犬病予防法」により義務付けられています。着けていない場合、当該犬は抑留の対象となるとともに、飼主は二十万円以下の罰金に処されますので犬鑑札及び当該年度の狂犬病予防注射済票は随時犬に着けるようお願いします。

山梨県富士川クラフトパーク

〒409-2522 山梨県南巨摩郡身延町下山 1597

ドッグランに関するお問い合わせ(午前9時～午後5時)

TEL0556-62-5545 FAX0556-62-4115

URL : <https://www.kirienomori.jp/> E-mail : info@kirienomori.jp